

～ 税務署からのお知らせ～



所得税及び復興特別所得税の予定納税（第1期分）について

～「国税庁ホームページ」より一部抜粋～

予定納税とは

前年分の所得金額や税額などを基に計算した予定納税基準額が15万円以上となる場合には、原則、この予定納税基準額の3分の1相当額をそれぞれ7月（第1期分）と11月（第2期分）に納めることになっています。この制度を「予定納税」といいます。予定納税額は、確定申告の際に計算した税額から差し引くことにより精算します。

	納 期	振替納税日	予定納税額の減額申請書提出期限
第1期分	令和3年7月1日～8月2日	8月2日（月）	令和3年7月15日（木）まで
第2期分	令和3年11月1日～11月30日	11月30日（火）	令和3年11月15日（月）まで

振替納税に係る領収証書は発行されませんので、ご注意ください。

納税する額

予定納税が必要な方には、6月中旬に税務署から「令和3年分所得税及び復興特別所得税の予定納税額の通知書」が送付されています。この通知書に記載された第1期分の金額が納税する額です。納期限までに、金融機関又は所轄税務署の窓口で納付してください。「振替納税」をご利用の方は、納期限前日までに口座の残高をご確認ください。

消費税の軽減税率制度について ～全ての事業者の方に関係する制度です！～

消費税及び地方消費税の税率が8%から10%に引き上げられ、同時に消費税の軽減税率制度が実施されています。

軽減税率の対象品目は、大きく分けて①飲食物品（酒類・外食等を除いたもの）、②週2回以上発行される新聞（定期購読契約に基づくもの）の2つです。

なお、消費税の申告が必要な課税事業者の方は、売上げや仕入れ（経費）を税率ごとに区分して帳簿に記載する「区分経理」を行う必要があるほか、申告に当たり仕入税額控除の適用を受けるためには、原則として区分経理に対応した帳簿及び請求書等（区分記載請求書等）の保存が要件となります。

また、消費税の申告の必要がない免税事業者の方も、取引先から区分記載請求書等の交付を求められる場合がありますので、対応が必要です。

消費税の適格請求書等保存方式（いわゆるインボイス制度）について

消費税の仕入税額控除の方式として「適格請求書等保存方式」（いわゆる「インボイス制度」）が令和5年10月1日から導入され、本年10月1日から適格請求書発行事業者の登録申請の受付が開始されます。

適格請求書等保存方式とは、買手が、仕入れに係る消費税額について、仕入税額控除の適用を受けるためには、原則として、売手の事業者から交付を受けた「適格請求書（いわゆるインボイス）」等の保存を必要とする制度です。

インボイス制度に関する詳しい情報は、国税庁ホームページ（<https://www.nta.go.jp>）内の「インボイス制度特設サイト」をご覧ください。

詳しくは、税理士個別無料相談会をご利用下さい。ご予約は ☎ 381-3101 まで



小冊子「BLUE RETURN(青色申告)」は、6月・7月合併号のため今月は同封しておりません。合併号は、先月配布の青色ニュース6月号に同封させて頂いておりますので、ご確認ください。

最新情報は、全青色ホームページ（<https://www.zenairobr.jp>）にてご覧いただけます。